

## 厚生年金保険法改正に伴う企業会計基準の見直しについて

平成16年7月8日  
厚生年金基金連合会

### 1. 厚生年金保険法改正に伴う代行部分の債務の明確化

厚生年金保険法の改正により厚生年金基金の免除保険料の凍結が解除され、代行部分については次のとおり取扱われることになった。

- ①最低責任準備金は、免除保険料収入、代行給付支出と厚生年金本体の利回りなどから計算する過去法に基づく方式によって算定する。
- ②最低責任準備金が代行部分の給付現価の1/2を下回った場合には、国が基金へこの下回った部分の1/5を財源手当とする。  
さらに、最低責任準備金がゼロとなる可能性がある場合等は前倒しで財源手当する。

この改正により、代行部分については、給付現価額を保有し続けなくとも、代行部分の給付を続けられることが、法的にうらづけられ、過去法によって評価した「最低責任準備金」が債務であり、恒常的に、基金の設立企業は代行部分の給付について最低責任準備金を超える負担を要しないことが明確となった。

### 2. 企業会計基準の見直しの必要性

現行の代行部分の取扱いを定めた平成11年9月14日の日本公認会計士協会の「退職給付会計に係る実務指針（中間報告）」には、「基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再検討すべきと考える。」と述べられている。

今回の厚生年金保険法の改正は、厚生年金基金の代行部分に係る企業の負担を明確にするものであり、上記「基本的な前提を変える制度改革」に該当する。従って、実務指針に従い再検討を行い、企業会計基準を見直すことが必要である。

### **3. 企業会計における代行部分の退職給付債務は最低責任準備金**

厚生年金保険法の改正によって、厚生年金基金の設立企業が負っている代行部分の債務は「最低責任準備金」であることが明確となった。

従って、代行部分を退職給付に係る会計基準の対象に含めるのであれば、退職給付債務の企業会計に与える影響が大きいことから、早急に、代行部分の退職給付債務は「最低責任準備金」となるよう改正が行われる必要がある。